

施策体系比較表

資料2

○ 第4次プランの施策体系

I 人権尊重意識の高揚と人権擁護

- A**
- 1 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進
 - (1) 配偶者等からの暴力などの根絶
 - (2) 配偶者等からの暴力などによる被害者の保護
 - (3) ハラスメント防止のための啓発

- 2 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進
 - (1) 男女共同参画に係る意識啓発の推進
 - (2) 男女平等教育の推進

- B**
- 3 生涯を通じた健康支援
 - (1) 性差に応じた健康支援
 - (2) 母子保護と母子保健の充実

- C**
- II 働きやすい職場づくり
- 1 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進
 - (1) 男女の雇用機会と待遇の均等確保
 - (2) 女性の能力発揮と職業能力開発の支援
 - 2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
 - (1) ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発
 - (2) 子育て支援及び介護支援による家庭生活との両立

- D**
- III 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 - (1) あらゆる分野での女性の参画拡大

- E**
- IV 計画の確実な推進
- 1 推進体制の整備
 - (1) 重点実施・責任部署、目標、実施期限の明確化
 - ① 男女共同参画推進本部による施策等の総合的な推進
 - ② 男女共同参画計画の進行管理
 - (2) 市民との連携・協働体制の充実
 - ① 男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進

○ 第5次プランの施策体系(案)

- I 男女共同参画社会に向けた意識形成
- 1 男女共同参画に関する意識の醸成
 - (1) 男女共同参画に係る意識啓発の推進
 - (2) 多様性や多文化への理解の促進

- E**
- 2 男女共同参画に関する教育の推進
 - (1) 学校における人権・男女平等に関する教育の推進
 - 3 連携・協働による男女共同参画の推進
 - (1) 市民との協働による施策の推進

- A**
- II 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援
- 1 配偶者等からの暴力などの根絶
 - (1) 配偶者等からの暴力に関する周知啓発
 - (2) 若年層に対する予防啓発の実施
 - 2 配偶者等からの暴力による被害者の支援
 - (1) 配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実
 - (2) 被害者の自立支援の推進
 - (3) 関係機関との連携
 - 3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援
 - (1) 虐待等への相談支援及び防止の啓発
 - (2) ハラスメント防止のための意識啓発

- C**
- III 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進
- 1 職業生活における女性の活躍の推進
 - (1) 男女の雇用機会と待遇の均等確保
 - (2) 女性の能力発揮と職業能力開発の支援
 - 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (2) 子育て支援による家庭生活との両立
 - (3) 介護支援による家庭生活との両立

- B**
- IV 生涯を通じた健康支援
- 1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての支援
 - (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発
 - (2) 母性保護と母子保健の支援
 - 2 性差に応じた健康支援
 - (1) 健康に関する周知啓発
 - (2) 予防や早期発見のための事業の実施

- D**
- V あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 1 あらゆる分野での女性の参画拡大
 - (1) 政策・方針決定の場における男女平等参画の推進
 - (2) 防災活動における男女共同参画の推進

【新規】国や東京都では、性別に限らず、国籍や年齢等、多様な個性をお互いに認め合う社会の実現に向け、取組を進めています。このような動向を踏まえ、第5次プランにおいて新たに施策として設定します。

「計画の推進」は、施策全体の進行・管理に関することであり、このこと自体を施策の体系に位置付けることは、計画になじまないため、第5次プランにおいては、第4次プランの基本目標Ⅳ「計画の確実な推進」を削除いたします。基本目標Ⅳに施策として位置付けられていた「市民との連携・協働体制の充実」については、第5次プランの施策分野に位置付けます。

「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「暴力対策基本計画」とあきる野男女共同参画プランの関係性の明確化を図るため、第5次プランにおいては、第4次プランの基本目標Ⅰ「人権尊重意識の高揚と人権擁護」を分割し、新たに基本目標Ⅱとして設定します。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市の「女性活躍推進計画」を担うものとしします。

本プランにおける、健康支援に関する施策の位置付けを分かりやすくするため、第4次プランの基本目標Ⅰ「人権尊重意識の高揚と人権擁護」を分割し、新たに基本目標Ⅳとして設定します。

第4次プランにおいては、基本目標Ⅲ「政策・方針決定過程への男女共同参画」の中に、施策として「あらゆる分野での女性の参画拡大」を位置付けていました。「政策・方針決定過程」は「あらゆる分野」に含まれるものであり、構造的に互いの順番を入れ替える必要があることから、第5次プランにおいては、基本目標Ⅴ「あらゆる分野における男女共同参画の推進」を設定し、その施策として「政策・方針決定の場における男女平等参画の推進」を位置付けます。